

刑弁でGO!

第7回

トピック

2009年5月21日に向けて

刑事弁護委員会副委員長 高橋 俊彦 (52期)

被疑者国選の拡大について

1. 制度概要

平成16年改正により導入された被疑者国選制度は、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件について勾留状が発布されている場合を対象とするものでした(刑訴法37条の2)。

この被疑者弁護対象事件が、死刑又は無期若しくは「長期3年を超える」懲役若しくは禁錮にあたる事件(必要的弁護事件と同じ範囲)まで拡大されます。

これにより、例えば、窃盗事件等についても、勾留状が発布されていれば被疑者国選制度の対象となります。

2. 会の対応体制及び配点方式について

現在は、法テラスと契約を結んだ弁護士が、弁護士会にて作成し、法テラスに提出する名簿に登載され、同名簿に登載された弁護士が順次、当番日に待機し、事件の配点がある場合には、同弁護士に直接、法テラスから指名打診を受けることになっていますが、本年5月21日以降は配点方式が一部、変わりますのでご注意ください。被疑者国選関係では、2つの名簿が用意されています。

A名簿：死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁固に当たる事件(ただし常習累犯窃盗を除く)の被疑者国選辩护人及び当該事件の一審についての被告人国選辩护人候補者

B名簿：上記A名簿以外の事件の被疑者国選辩护人及び当該事件一審の被告人国選辩护人(即決裁判事件を含む)並びに全事件についての控訴審・上告審の被告人国選辩护人候補者

(1) A名簿登載者への配点方式

現在と変更がありません。すなわち、担当日に所定の場所(事務所や自宅等)にて待機し、法テラスからの連絡を待つ方式です。

(2) B名簿登載者への配点方式

i 担当日が平日の場合、当日の午後2時以降、法

テラス霞が関(会館3階)に出向き、抽選の上、事件を選択し、指名を受けることになります(現行の被告人国選と同方式)。

ii 午後3時までに配点できない場合は、当日の担当者に連絡をして指名打診を行って配点します(現在の方式と同様)。

それでも配点できない場合は、当日のD名簿(当番等)、E名簿(少年当番等)登載者中被疑者国選を可とする方、ないし当日3日前までのB名簿登載者で事件を受任しなかった方に指名打診を行います。それでも配点できなければ翌日午前中の被告人国選の配点の際に選択に供し、それでも配点できない場合は、翌日のB名簿登載者に連絡をして指名打診をします。

iii 担当日が休日の場合はA名簿と同様です(現行と同方式)。配点できない場合は、iiの方式により配点されます。

iv 指名困難事件については、別途、下記のS名簿(サポート名簿)登載者に対して指名打診をすることになります。

以上のとおり、B名簿登載者に対する配点は、現在の方式と変わりますので、その点、ご注意ください。

裁判員制度の開始について

裁判員裁判の概要については、本号の特集記事をご覧ください。

会としてS(サポート)名簿を作りました。裁判員裁判対象事件で辩护人が複数選任される必要があるのに、共同受任辩护人の選定が困難な場合等にS名簿登載者から辩护人を推薦します。研修を受講する等した裁判員裁判制度(公判前整理を含む)に詳しい弁護士が登録されています。ご希望がある場合には、同名簿にしたがって、共同受任辩护人を紹介いたしますので、人権課にご相談下さい。

初めての当番弁護・勾留請求却下

会員 茨木 智子 (61期)

1 「とにかく早く外に出たいです」

午後1時過ぎ、霞が関の区検B1F・護送係接見室。被疑者は若い男性で逮捕は初めてだという。逮捕3日目、罪名は占有離脱物横領。路上のバッグを友人と拾得したらしい。

私が当番弁護や今後の手続き等を説明すると、被疑者は「じゃあまだ後10日か20日も出られないんですね…」と机に突っ伏した。

係官が外からドアを叩く。「先生、そろそろ20分です」区検では接見時間に制限がある。

第一に、身柄解放を。恩師の声が聞こえた気がした。やるしかない。「弁選を入れます」

すべきことは、検事面会。勾留請求されてしまったら却下を求める意見書と裁判官面接。あと家族に連絡も。今日明日が勝負だ。

午後3時過ぎ、担当副検事に面会すると、共犯の存在、逃亡のおそれなどからすでに勾留請求されており、却下されても準抗告すると告げられた。

2 「明朝11時に裁判官面接を」

午後4時過ぎ、事務所に戻り、刑事14部に電話をかけた。勾留請求却下の意見書を提出したいと伝え、担当未定の状態だが裁判官面接の約束も取り付けた。事務所の一角で一休みしながら、姉弁にここまでの顛末を話すと「お父さんも一緒に裁判官面接に行ってもらったら？」なるほど！早速被疑者の父親に電話をして協力を求めた。

午後5時、警察署留置係に身柄が戻り次第接見したいと伝える。「刑事弁護ビギナーズ」を参考に起案し、区検では差入ができなかったパンフを持って2度目の接見へ。被疑者に勾留質問の心構えと父親を身元引受人にして早期釈放を目指すことを伝えた。

午後9時前、接見を終える。外は雪。家に帰って意見書を仕上げた。

3 「父親がきちんと監督します」

翌朝11時、刑事14部。父親に身元引受書を書いてもらい、裁判官面接へ。担当裁判官はこちらの主張に耳を傾けてくれた。父親も落ち着いた態度で質問に答えた。面接後しばらくして「もう一度、引受の意思を確認したい」と書記官から電話が来た。これは、脈あり!?

4 「勾留請求は却下しました。しかし…」

午後3時半、刑事14部から電話。却下決定に狂喜する。しかし、区検が準抗告を予定しておりその判断が下されるまでは身柄は出せないという。14部書記官は丁寧に今後の展開について教えてくれた。事務所の先輩弁護士も色々な助言をくれた。

午後4時過ぎ、地裁刑事事件係に電話して3つの要望を伝える。(1) 準抗告に対する意見書を出したい、(2) そのために準抗告書面を見たい、(3) 裁判官と面会あるいは電話で話したい。

午後6時、係属部から電話。書面を見ることはできなかったが、裁判官と電話で話すことはできた。意見書はFAXした。

裁判所の電話はすでに時間外で不通である。これでよかったのか？悶々としたまま時間が過ぎていく。

5 「準抗告を棄却しました。釈放です」

午後9時、係属部から電話がきた。留置係に確認し、父親に連絡する。私も警察署に向かった。

午後10時過ぎ、紙袋を持って本人が出てきた。父と子の会話。父親から渡されたタバコを、彼は震える指で受け取り、美味しそうに吸った。「4日ぶりのタバコが喉に沁みる」と。

今回の成果について、事務所の諸先輩、早稲田ロースクールの刑事クリニックほか、ご指導くださった皆様に心から感謝を申し上げる。